

第 1 審議会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定のうち、〇〇区〇〇小学校における不登校児童に係る対応について（法律相談）（以下「本件文書①」という。）の添付資料のうち資料 1から資料 4まで及び資料 6から資料11まで（以下これらを「本件授受文書」という。）の部分非開示とした決定は妥当でないので開示すべきであるが、その他の部分非開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成23年12月 9日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に関し、本件児童が名古屋市立〇〇小学校（以下「本件小学校」という。）在籍期間中に作成されたもので、通知表、一般の保護者宛各種案内及び連絡を内容とする文書並びに各教科テストを除く全ての公文書、公文書以外の文書及び電磁的記録の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 平成24年 1月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の個人情報を特定し、開示決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
 - (1) 名古屋市立小学校児童指導要録様式 1（名古屋市立〇〇小学校）
 - (2) 名古屋市立小学校児童指導要録様式 1（名古屋市立〇〇小学校）
 - (3) 名古屋市立小学校児童指導要録様式 2
 - (4) 名古屋市立小学校児童指導要録様式 1写し
 - (5) 名古屋市立小学校児童指導要録様式 2写し
 - (6) 児童生徒健康診断票（一般）
 - (7) 児童生徒目の検査票
 - (8) 医療費支払通知書
 - (9) 払戻請求書預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）
 - (10) 給食費徴収簿（給食実施簿）
 - (11) 児童生徒名簿
 - (12) 出席簿
 - (13) 卒業証書台帳

- (14) 第 1 次尿検査受検者名簿
- (15) 学校日誌
- (16) 学級会計徴収簿
- (17) 健康診断
- (18) 卒業文集原稿
- (19) 平成20年 1月22日付け校長からの書面
- (20) 平成20年 2月29日付け本人直筆の手紙
- (21) 平成20年 3月17日付け本人宛書簡原稿
- (22) 平成20年 3月17日付け F A X 送信票
- (23) 平成20年 3月18日付け本人宛書簡原稿
- (24) 平成20年 3月19日付け F A X 送信票
- (25) 平成20年 3月19日付け本人宛書簡原稿
- (26) 平成20年 3月20日付け F A X 送信票
- (27) 平成20年 3月21日付け本人宛書簡原稿
- (28) 平成20年 3月21日付け F A X 送信票
- (29) 平成20年 3月24日付け本人宛書簡原稿
- (30) 平成20年 3月25日付け F A X 送信票
- (31) 災害報告書 (控)
- (32) 災害報告書
- (33) 平成20年 2月14日付け保護者宅宛 F A X した書簡原稿
- (34) 平成20年 2月28日付け保護者宛校長からの書面
- (35) 平成20年 2月29日付け保護者から校長宛 F A X
- (36) 「〇〇小学校教員の非違行為について」と題する書面
- (37) 平成20年 2月14日付け保護者から学校宛 F A X
- (38) 平成20年 2月27日付け校長宛 F A X
- (39) 平成20年 2月27日付け学校宛 F A X
- (40) 平成20年 2月28日付け校長宛 F A X
- (41) 平成20年 3月19日付け校長からの書面
- (42) 平成20年 3月25日付け校長からの書面
- (43) 連絡用紙
- (44) 「〇〇小学校に転校するまで」と題する書面

3 平成24年 1月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件文書①及び法律相談結果（以下「本件文書②」という。）を特定し、次の理由により非開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第20条第 1項第 7号に該当

本件文書①及び本件文書②には、現在係属している争訟についての対処方針など個別具体的な争訟の追行に係る事務に関する情報が記載されており、当該情報を開示すると実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。

- 4 同月31日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分②を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件文書①及び本件文書②が条例第20条第 1項第 7号ウに定める「争訟に係る事務」に関する情報に該当するとし、「争訟に係る事務」に関する情報は、「具体的方針」に限定されず、「争訟に対処するための一般の方針をも含む」と主張しており、同時に、最高裁判所平成 8年（行ツ）第 236号同11年11月19日第 2小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）も同旨としている。

確かに、最高裁判決でもそのように判示しているが、同時に「争訟の方針に関する情報」は、「争訟の帰すうに影響を与える情報のすべてを指すものと解するのは相当でない」とも判示している。そして、非開示事由の有無について、さらに審理判断を尽くすよう原審に差し戻している。

また、条例第20条第 2項は、非開示を厳しく制限し、非開示相当部分を分離できるときは、これを分離して残部を開示することを要求している。

- (2) 実施機関は、審査請求人側の弁護士（以下「請求人側弁護士」という。）からの「〇〇小学校教員の非違行為について」と題する書面（以下「弁護士照会文書」という。）で主張された行為についての法的な問題の有無について検討するとともに、弁護士照会文書に対してどのように回答すべきか、また、今後審査請求人らにどのように対処すべきかについて法律相談を行ったとしており、本件文書①及び本件文書②は、当該法律相談のための資料として作成し、又は取得した文書及び当該法律相談の結果を記した

文書であり、実施機関の対処方針に関する情報が記載されているとしている。

よって、本件児童のいじめに関する事実関係を整理し、これを前提に実施機関側の弁護士（以下「実施機関側弁護士」という。）に「照会文書で主張された行為についての法的な問題点の有無」、「照会文書に対してどのように回答すべきか」、「今後の審査請求人らにどのように対処すべきか」について法律相談を行っているはずである。

審査請求人が開示を請求している文書は、「法律相談」文書の全部ではなく、「法律相談のための資料として作成し又は取得した文書」のうち、「法律相談の結果」部分を除く「いじめに関する事実関係を整理した部分」及び法律相談をする際に付した「資料」である。

- (3) 実施機関は、「いじめに関する事実関係を整理した部分」及び法律相談をする際に付した「資料」も含めて、全て非開示とする点で、条例の趣旨を没却し、最高裁判決が情報開示の趣旨を緻密に判断していることにも相反している。しかも、審査請求人に対する非開示通知の理由並びに弁明意見書における弁明によっても、実施機関の主張は抽象的に過ぎ、なぜこのようなおそれがあるのか全く分からず、審査請求人には非開示の理由が理解できない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書①及び本件文書②について

本件文書①及び本件文書②は、本件小学校における本件児童に係る事案について、実施機関が実施機関側弁護士に法律相談をした際に作成した文書及び法律相談の結果を記した文書である。

2 条例第20条第 1項第 7号該当性について

- (1) 同号が「争訟に係る事務」に関する情報を非開示とすることができるとする趣旨は、実施機関が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が開示されると、それが正規の交渉等の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどにより、紛争の公正かつ円滑な解決を妨げるおそれがあるからであると解される。

そして、この「争訟に係る事務」に関する情報には、現に係属し又は係属が具体的に予想される事案に即した具体的方針に限定されるものではなく、実施機関が行うことのあるべき争訟に対処するための一般の方針をも

含むと解するべきである。最高裁判決も同旨である。

- (2) 本件児童は、平成19年当時、本件小学校の第○学年に在籍する児童であったが、審査請求人から本件児童に対する教員の指導等についての苦情が申し立てられていた。そのような中、請求人側弁護士が、平成20年 3月 5日付けで、本件小学校の校長に対して、弁護士照会文書を送付した。

弁護士照会文書において、本件児童が本件小学校の教員から非違行為を受けたとの主張があり、その責任をどのようにとるのか文書による回答を要求されていたことから、実施機関としては、本件が争訟に発展する可能性も想定され、弁護士照会文書で主張された行為についての法的な問題点の有無について検討するとともに、弁護士照会文書に対してどのように回答すべきか、また、今後審査請求人らにどのように対処すべきかについて法律相談を行ったものである。なお、本件児童は、平成22年○月○日に、本市を被告として訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起しており、現在も係属中である。

すなわち、本件文書①及び本件文書②は、実施機関が実施機関側弁護士に法律相談を行うに当たって、相談のための資料として実施機関の職員が作成し、又は取得した文書及び法律相談の結果を記した文書であり、実施機関が、審査請求人らとの間のトラブルに対し、どのように対処すべきであるかの方針に関する情報が記載されているものである。

- (3) したがって、本件文書①及び本件文書②は、実施機関が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する情報が記載された文書であり、これが開示されると、当該情報が正規の交渉等の場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、紛争の公正かつ円滑な解決を妨げるおそれがあることから、条例第20条第 1項第 7号に該当するものである。

- 3 審査請求人は、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるという理由は極めて抽象的で、なぜこのようなおそれがあるのか全く分からず、非開示の理由とはすべきでない旨を主張している。

しかしながら、本件文書①及び本件文書②は、審査請求人との間のトラブルについての対応方針などが記されているものであるため、それが争訟上の交渉を経ない場で相手方が知りうることになれば、争訟の当事者としての本市の地位が不当に害されることは明白である。

また、審査請求人は、仮に当事者としての地位を不当に害するおそれがある部分があった場合でも、当該部分を目隠しして文書を公開することが可能

と思われるため、全面非開示は不当である旨を主張している。

しかしながら、本件文書①及び本件文書②は、どのような資料を作成したうえで、何を弁護士に相談するのか、そのことについてどのような回答を得たのかということが全体的に訴訟への対応方針となるものであり、全体として非開示とすべき文書である。

4 実施機関が法律相談を行うに当たっては、弁護士との信頼関係により、相談の内容や資料は弁護士の判断の参考にすることにとどまり、外部に開示されないことを前提としているからこそ、実施機関はその考えや情報等について、率直に報告することができるものである。

仮に本件文書①及び本件文書②を開示した場合には、実施機関がその考えを述べ、又は弁護士に問題解決に必要な情報を提供することについて慎重になることが考えられ、その結果、弁護士において正確な事実の把握が困難になるとともに、適切なアドバイスが得られなくなることが考えられ、法律相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明白である。今後、実施機関において、同種の法律相談業務を実施することが困難となると言わざるを得ない。

したがって、法律相談の実施に関し、実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書については、条例第20条第 1項第 7号に該当し、非開示とされるべきである。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件文書①及び本件文書②が、条例第20条第 1項第 7号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 本件訴訟について

審査請求人が、本件小学校に対し、本件児童に対するいじめに関する本件小学校の対応等について、要望等を申し立てていたところ、請求人側弁護士が、平成20年3月5日付けで、本件小学校の校長に対して、弁護士照会文書を送付した。これに対し、実施機関は、本件が争訟に発展する可能性も想定し、弁護士照会文書への対応を含む審査請求人及び本件児童への今後の対応について、実施機関側弁護士に法律相談を行った。

本件訴訟は、平成22年〇月〇日、本件児童が、本件小学校がいじめに対して適切な指導監督措置をとる義務を怠ったとして、本市に対し提起した損害賠償請求訴訟である。

4 本件文書①及び本件文書②について

本件文書①は、本件児童、審査請求人及び請求人側弁護士への対応に関して、実施機関がどのような点を法的問題と考え、それについてどのように対処すべきかという相談内容を記載した実施機関側弁護士宛ての照会文書及びその添付資料で構成されている。当該添付資料は、実施機関側弁護士に対し、事案の内容を正確に伝え、的確な助言をしてもらうために、具体的な事実を証する証拠等として提示したものである。

また、本件文書②は、実施機関が当該法律相談の結果をまとめたものである。

5 条例第20条第1項第7号該当性

当審議会は、本件文書①及び本件文書②が条例第20条第1項第7号に該当するか否かを判断する。

ウ しかし、本件文書①の添付資料のうち本件授受文書については、審査請求人、本件児童若しくは請求人側弁護士が実施機関に送付した文書又は実施機関が審査請求人若しくは本件児童に送付した文書であり、本件処分①において審査請求人に開示されているものであることから、審査請求人が了知している情報であると認められる。

また、実施機関が、法律相談において、事案の内容を正確に伝え、今後の方針を相談するために、実施機関側弁護士に対し本件授受文書を資料として提示することは、容易に推測されるところである。

エ したがって、本件授受文書を開示した場合、実施機関が法律相談において本件授受文書を資料として使用したことが明らかとなるものの、これによって、争訟における本市の当事者としての地位を不当に害するおそれはないと認められる。

(4) 以上のことから、本件授受文書を除く本件文書①及び本件文書②は、条例第20条第1項第7号に該当すると認められるが、本件授受文書は、同号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年 2月 9日	諮問書の受理
2月13日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月13日	実施機関の弁明意見書を受理
3月15日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
4月13日	審査請求人の反論意見書を受理
8月 8日 (第169回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月24日 (第171回審議会)	調査審議

平成25年 1月 9日 (第174回審議会)	調査審議
1月22日	答申